

令和6年第10回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和6年9月10日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室1において、第10回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員19名】

1番 井上 ながえ	2番 師岡 昭徳	3番 星野 洋子
4番 信國 政吉	5番 鳥巢 良彦	6番 大坪 茂
7番 大隅 高博	8番 田子森 静男	9番 空閑 正樹
10番 森高 繁美	11番 江藤 博文	12番 水上 庸子
13番 林 憲昭	14番 山内 一男	15番 田中 敏朗
16番 内田 英彦	17番 畑 和徳	18番 林 新吾
19番 樋口 博幸		

【農地利用最適化推進委員12名】

21番 高良 悟	23番 田邊 由紀嗣	24番 井上 美津子
25番 大内田 豊年	26番 安陪 廣重	27番 松岡 光夫
31番 鬼塚 清明	32番 岩下 豊	33番 熊谷 明美
35番 平井 豊子	36番 石井 仁美	37番 森 順仁

(※21番・23番・27番・31番は、代表推進委員。)

3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・議案第 1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地転用計画変更申請について
- ・議案第 5号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第 6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 7号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 樋口 博幸

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 渡辺 晃

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	日 野 清 宝
事務吏員	川 波 貴 敬
事務吏員	岩 切 範 宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農地管理係 森 田 誠 市

(開会 14:00)

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和6年第10回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員19名、農地
利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）12名であります。
会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
議事録署名人に5番鳥巢委員、6番大坪委員を指名いたします。よろしくお願いします。
それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約
通知について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 （川波）議案朗読をもって説明

2ページまで11件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から11番までを一括とし、質問や意見のある
方は挙手にて議席番号、名前をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。

3ページをお開きください。次に、議案第1号「農用地利用集積計画（利用権の設定）につ
いて」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 （川波）議案朗読をもって説明

議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。

農業振興課（森田）挙手

議 長 農業振興課。

農業振興課 （森田）詳細について説明

4ページをお願い致します。利用権設定内訳表となっております。真ん中ほどに、中途解約
がありまして、右側に新規の貸借、更新が記載されています。新規と更新を合わせまして、
43,925㎡となっております。その左側にあります中途解約と比較しますと、今回の利
用権の設定面積が若干多いため、全体的には微増となっております。続いて5ページをお願い
致します。こちらは、利用権設定期間別明細表になっています。今回は件数が少なかったの
ですが、最長の20年間の契約が出てきております。やはり、いつもと同じように5年間の
貸借が一番多い形で、だいたい6割程度占める面積で出てきております。説明は以上です。

議 長 農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。

6 ページをお開きください。次に、議案第 2 号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、審議番号 1 番についても続けて説明をお願いします。

事務局挙手

議 長
事務局

事務局。

（岩切）議案朗読をもって説明

審議番号 1 番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号 1 番について、担当地区委員の 4 番信國委員、2 1 番高良委員、1 4 番山内委員、2 9 番小島委員、3 0 番小林委員を指名いたします。審議番号 1 番について質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長
全委員
議 長

なければ、審議番号 1 番について、賛成の方の挙手を求めます。

賛成の挙手

賛成多数と認め、議案第 2 号は可決致しました。

7 ページをお開き下さい。次に、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長
事務局

事務局。

（川波）朗読をもって説明

9 ページまで 8 件ございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。

議 長

審議番号 1 番について、担当委員の説明を求めます。1 4 番山内委員。

1 4 番挙手

議 長

1 4 番山内委員。

1 4 番

（山内委員）審議番号 1 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。申請理由につきましては、譲渡人が高齢のため、甥の譲受人への贈与となっております。また、3 年前より譲受人が自家栽培しているということで、特に問題はないと思われます。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

議 長

審議番号 1 番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長

なければ、審議番号 1 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番 1 番は許可といたします。

次に、審議番号 2 番について、担当委員の説明を求めます。9 番空閑委員

9 番挙手

議 長

9 番空閑委員。

9 番

（空閑委員）審議番号 2 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地、契約については、議案書記載のとおりです。現地を確認しました。譲渡人二人が遠方に住んでいるということで、管理ができないということで、譲受人が農地の管理をするということです。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。推進委員から補足説明はございませんか。

2 4 番

（井上委員）ありません。

議 長 審議番号２番について、質問や意見はありませんか。
 （「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、審議番号２番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番２番は許可といたします。
 次に、審議番号３番について、担当委員の説明を求めます。５番鳥巢委員。
 ５番挙手

議 長 ５番鳥巢委員。
 譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲渡人は相手方の要望。譲受人は、規模拡大ということです。現地を確認したところ、かなり雑草が生えている。譲受人の方は、整備をして畑として使用したいとのこと。高木地区の住民としても感心をしているところであります。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
 ２６番 （安陪委員）ありません。

議 長 審議番号３番について、質問や意見はありませんか。
 ３番挙手

議 長 ３番星野委員。
 ３番 （星野委員）譲受人は小都市の方ですが、こちらに作付けに来られますか。
 ５番 （鳥巢委員）もともと、佐田出身の方です。家もあるし、帰って来られてあります。地域に根差してあります。
 ３番 （星野委員）わかりました。

議 長 他に質問や意見はありませんか。
 （「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、審議番号３番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番３番は許可といたします。次に、審議番号４番について、担当委員の説明を求めます。１３番林委員。
 １３番挙手

議 長 １３番林委員。
 議 長 （林委員）審議番号４番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地、契約については、議案書記載のとおりです。譲受人は新規就農です。譲渡人は離農です。譲受人は那珂川市から移住します。家の横に畑があります。孫の方もこちらにきたいと言っています。ご高齢ですが健康的でした。農機具を買って管理をしていくということでした。農地法第３条第２項には該当いたしません。別に問題ないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
 ３２番 （岩下委員）ありません。

議 長 審議番号４番について、質問や意見はありませんか。
 （「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、審議番号４番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番４番は許可といたします。次に、審議番号５番について、担当委員の説明を求めます。１１番江藤委員。
 １１番挙手

議 長 １１番江藤委員。

- 1 1 番 (江藤委員) 審議番号5番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地、契約については、議案書記載のとおりです。譲渡人が福岡市に居住しており、高齢であることから管理ができないということから、当該農地の隣に居住している譲受人に贈与するものです。現地確認と譲受人の確認を行ったところ、今後も野菜などの作物を栽培し、農地の管理を行うということであります。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願い致します。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
- 2 3 番 (田邊委員) ありません。
- 議 長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番5番は許可といたします。次に、審議番号6番について、事務局の説明を求めます。1番井上委員。
- 1 番 挙手
- 議 長 1番井上委員。
- 1 番 (井上委員) 審議番号6番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地、契約については、議案書記載のとおりです。権利移転の理由としましては、譲渡人は、家屋と共に農地を売却するものです。譲受人は、新規就農です。9月6日の午後から新規就農面談を行いました。譲受人は、スリランカ出身のご主人と子供さんの3人家族です。粕屋町に住んでいますが、現在杷木池田の車屋さんで、ご主人と一緒に働いています。それで杷木の方に家がないかと探していたところ、知り合いを通じて、杷木松末に家を見つけ、そこに農地が付いていたということです。譲受人の母は、家庭菜園をしていて、収穫などを手伝ったことがあるそうです。譲受人は、保育園で働いていたこともあり、自分たちで作った野菜を食べるという「食育」できたらいいと言っていました。サツマイモやミニトマトなどをつくりたいそうです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
- 3 1 番 (鬼塚委員) ありません。
- 議 長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番6番は許可といたします。次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。18番林委員。
- 1 8 挙手
- 議 長 18番林委員。
- 1 8 番 (林委員) 審議番号7番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲渡人は、遠方に住んでいるということと、相続したが農業ができないということです。この農地は譲受人の宅地の隣接地にありまして、今は荒れておりますが、隣接地でありますので十分管理はできると思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
- 3 3 番 (熊谷委員) ありません。
- 議 長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番7番は許可といたします。次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。10番森高委員。
10番挙手
議 長 10番森高委員。
10番 (森高委員) 審議番号8番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。9月6日に新規就農者面談を行いました。譲受人は外国人でインドの方でした。家屋と共に農地も購入するものです。小都市で野菜作りをしています。ただし、現状何年も空き家になっていたの、荒れていました。災害にあったので、1年くらいかけてリフォームするそうです。譲渡人の熊谷さんの方は売買。高齢であり離農されます。譲渡人の山下さんの方は、小郡から30分から40分かけて通作されるそうです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
36番 (石井委員) ありません。
議 長 審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。
ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。
14時40分まで休憩します。

14時28分休憩
14時49分再開

議 長 それでは、休憩前に引続き会議を開きます。10ページをお開きください。
次に、議案第4号農地転用計画変更申請についてを議題とし事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議 長 事務局。
事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明
続けて、審議番号1番を説明致します。変更前・変更後の申請人・申請土地の状況については議案書記載のとおりです。変更後の転用の目的は、宅地分譲(9区画)です。変更の理由等ですが、申請人は令和4年8月に建売分譲住宅9棟の転用目的で、許可を得ておりましたが、道路位置指定及び朝倉市土地開発指導要綱における造成工事の許可取得が、大幅に遅延したため、転用許可当時の不動産取引価格の高騰が収まっており、当初計画どおり、建売分譲として住宅を建てた場合、赤字となることが想定される状況となりました。このため、転用目的を建売分譲住宅から宅地分譲(9区画)に変更する申請となっています。転用内容については、当初の転用計画から、建物建築の部分が外れた形となっております。ご審議方よろしくお願ひ致します。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。11ページをお開き下さい。次に、

議案第5号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長

事務局。

事務局

（渡辺）議案朗読をもって説明。1件でございます。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について担当委員の説明を求めます。

5番鳥巢委員。

5番挙手

議 長

5番鳥巢委員。

5番

（鳥巢委員）審議番号1番を説明致します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は、農業用倉庫。転用の理由は、農業用機械の増加に伴い、農業用倉庫を建てるものです。当該地は、平成29年7月九州北部豪雨により、家屋や倉庫が流出し、現在、朝倉市板屋に居住しています。もともと梨を栽培して、黒川の方で頑張っておられました。今は、通作をして耕作を続けています。区画整理等で農地が復旧し、水田をしていくとのことで、トラクターの購入をしたということです。どうしても、農業用倉庫が必要であるとのことです。参考事項としましては、農業用倉庫19.44㎡です。農地法の運用については、農用地区域内にあたる農地（農業用施設用地）に該当します。用途の区分農用地区域内。農地の区分は、農用地区域内農地になります。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長

担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。12ページをお開き下さい。次に、議案第6号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長

事務局。

事務局

（渡辺）議案朗読をもって説明。3件でございます。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明はおわりました。それでは、審議番号1番について担当委員の説明を求めます。

6番挙手

議 長

6番大坪委員。

6番

（大坪委員）審議番号1番を説明致します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。この農地は、周りが宅地に囲まれていて、歩行者専用道路もあります。軽車両しか入らない道路でもあります。この農地の隣には、アパートが建っている状況です。神田町の方では区会長、水利委員の印鑑が押されていないということですが、隣にはアパートが建っているのに、なぜここがダメなのかということ把握はしておりません。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長

担当委員の説明はおわりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

17番挙手

議 長

17番畑委員。

17番

（畑委員）農地法運用とかの説明をして下さい。説明から抜けております。

6番

（大坪委員）転用の目的は、共同住宅4棟18戸、転用の理由は、申請地周辺は住環境がよいことから、共同住宅を建築するものです。参考事項としましては、第1種住居地域。共同住宅A棟6戸、共同住宅B棟6戸、共同住宅C棟3戸、共同住宅D棟3戸です。農地法の運用については、用途地域が定められている農地に該当します。用途区分は、都市計画用途区

域内。農地の区分は第3種農地です。契約は売買です。

議 長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。水利の承諾の説明を事務局からして欲しいです。

事務局 (渡辺) 大坪委員の説明にもありましたが、水利承諾書と土地改良区の意見書が提出されておられません。水利承諾書については、法的に取らなければならないという法的根拠がないです。水利承諾書が取れない理由を書面で頂いております。また土地改良区の意見書については、意見を求めなければならない法的な根拠があります。意見書が出せないときは、意見を求めた日から30日を経過しても、意見を得られない場合に、その理由を記載した書面を提出すれば申請を認められるようになっており、意見を求めて30日経っている書面が提出されています。以上です。

議 長 ここには、水利承諾書の提出がないが、転用申請するには問題がないということです。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。

14番挙手

議 長 14番山内委員。

14番 (山内委員) 審議番号2番を説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については議案書記載のとおりです。転用の目的は、譲受人が名古屋から小田の方に転入されてきますので、新たに自己用住宅を建築するものです。参考事項としましては、住宅が1棟で135.39㎡です。農地法の運用については、10ha以上の一団の農地(集落接続)に該当します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

17番 (畑委員) 自己用住宅になっておりますが、排水(雨水・下水)関係の説明をお願いします。

14番 (山内委員) 下水は、下水道に繋がると思います。雨水は道路側溝に接続すると思います。他に、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認いたします。次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。 15番田中委員。

15番挙手

議 長 15番田中委員。

15番 (田中委員) 審議番号3番を説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。契約は売買です。転用の理由は、現在ある朝倉診療所が老朽化に伴い、申請土地に移転することになっています。契約は売買です。診療所施設面積は、1134㎡、駐車場52台です。農地法の運用につきましては、土地収用事業により収用される農地になります。雨水の関係ですが、当初の計画では西側にある農業用の排水路があり、そちらに流すようにしておりましたが、その区域の区会長からこの水路は、雨の多い日は、いっぱいになってあふれ出すことがあったので、改めて場所を変更して東側に妙見川がありますので、市道に側溝をつくって流すように変更されています。当該地区は、平成29年九州北部豪雨災害の土砂の仮置き場になっておりました。今は、更地になっております。下水の方は、下水道に流すようになっています。医療用廃棄物も区別して処分するということです。以上の

議 長 ことにより農地転用について支障はないかと思います。ご審議方よろしくお願い致します。
25番 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(大内田委員) 先日、田中、岩下、林委員と現地を確認しました。西側の排水路が高低差の関係で、そのままの今の状態で残るということでした。農地の雑草の管理は診療所の方が責任をもって行うということでした。わざわざ、荒れ地になるようなところを残さずに、駐車場を広めにするような措置をするように、農業委員会からできないんですかね。

議 長 どこに施設ができるのか、駐車場の配置がわからない。

25番 (大内田委員) 施設は、東側に建築され、西側は駐車場になっております。立会をしたときに担当者が来られて雑草は、責任をもって対応しますと言われていたが、荒れるようにしなくてもいいのではないかと思います。

ここで、暫時休憩いたします。

15時17分休憩

15時20分再開

議 長 他に、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認いたします。13ページをお開き下さい。次に、議案第7号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (岩切) 議案朗読をもって説明。審議番号1番から7番については、推進機構からの買い入れです。また、審議番号8番については、推進機構への売り渡しになります。以上1番から8番の案件については、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番から8番を一括とし、質問や意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号1番から8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、議案第5号は承認とし、市長に通知いたします。

以上を持ちまして、すべての議案等の審議が終了しました。

(会議終了時刻 15:22)